

太宰府市NPO・ボランティア支援センター運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

趣旨・目的

本業務実施に伴いボランティア活動の運営、活動に向けた研修、ボランティアとの連絡調整などについて、民間事業者の業務ノウハウを得て事業の効率化、効果の向上を図るため業務委託を行います。複数の事業者から提案を受けることでより効率的な事業実施が出来るためプロポーザル方式にて実施するものです。

1 業務概要

(1) 業務名

太宰府市NPO・ボランティア支援センター運営業務委託

(2) 業務の目的及び内容

別紙「太宰府市NPO・ボランティア支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日まで

2 委託金額の上限

11,862,000円

3 履行場所

太宰府市いきいき情報センター2階

4 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思がある者は、以下により参加申込書を提出すること。

なお、太宰府市競争入札参加有資格者名簿に登録の無い事業者においては別途定める必要書類を添付すること。

(1) 提出期限：令和8年2月6日（金）午後5時必着

(2) 提出書類：以下のとおり

	提出書類	備考
1	プロポーザル参加申込書（様式第2号）	
2	委任状（様式第7号）	
3	確約書（様式第8号）	
4	臨時太宰府市競争入札参加資格申請書	※有資格者名簿に載っていない場合
5	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	※有資格者名簿に載っていない場合 ※写し可
6	市税の滞納がないことの証明書	※有資格者名簿に載っていない場合
7	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	※有資格者名簿に載っていない場合
8	役員名簿	※有資格者名簿に載っていない場合

- (3) 提出方法：郵送又は持参にて事務局あてに提出すること。

5 質疑書の受付及び回答

質疑がある場合は質疑書を提出すること。電話及びFAXによる質疑及び提出期限以降の質疑は受け付けないものとする。

- (1) 提出期間：令和8年1月25日（日）必着
- (2) 提出方法：質疑書に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにて事務局あてに提出すること。電子メールの件名は「【質疑】太宰府市NPO・ボランティア支援センター（社名）」とすること。（メール：community@city.dazaifu.lg.jp）
- (3) 回答方法：質問に対する回答は、随時太宰府市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出書類：企画提案書については、以下の内容を記載し、1冊に綴じること。

	提出書類	備考
1	提案書（任意様式）	仕様書に基づく具体的な業務内容の提案について記載
2	工程表（任意様式）	事業全般に関するフローまたは工程を記載
3	見積書（様式第4号）	
4	見積書の積算内容がわかる書類（任意様式）	見積書（様式第4号）の積算内容を記載
5	業務実施体制表（任意様式）	担当者数、配置、構成、主任担当者の経験や実績について記載
6	類似業務の実績（任意様式）	同種・類似業務の経験・実績等について記載
7	その他提案を説明するのに必要な書類（任意様式）	
8	会社（団体）の概要がわかる書類（任意様式）	企業パンフレット可

- (2) 提出期限：令和8年2月13日（金）午後5時必着

- (3) 提出部数：7部

- (4) 提出方法：郵送又は持参にて事務局あてに提出するものとする。

- ・企画提案書のサイズはA4横型とし、任意様式で作成すること。
- ・企画提案書は、別紙1「太宰府市NPO・ボランティア支援センター運営業務委託 評価項目・配点一覧」の評価基準を判断するために必要な内容を漏らさず記載すること。

7 プロポーザルの参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届(任意の様式)を事務局へ事前に電話連絡の上、持参して提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

8 プレゼンテーション審査の実施、結果

企画提案書の内容について、以下によりプレゼンテーションを行い、太宰府市NP0・ボランティア支援センター運営業務プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会）にて審査する。

(1) 実施日時：令和8年2月20日（金）

(2) 実施場所：太宰府市役所4階 404会議室

※正式な実施日時等については、別途通知します。

(3) 実施時間：1者につき25分程度（プレゼンテーション20分、質疑5分）

※上記以外に、準備・撤収については、あわせて5分程度で行うものとする。

(4) 出席者：1者につき3名までとし、統括責任者となる予定のものは原則出席するものとする。

(5) その他：プレゼンテーションは提出した企画提案書を基に行うものとし、追加資料等の配付は認めない。但し、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクターによる説明映像の放映は可とする。この場合、電源、プロジェクター及びスクリーンは事務局にて用意するが、パソコン、その他必要な機器等は、提案者が用意するものとする。※機器の貸出、持込については別途相談可

(6) 審査結果：参加者全員に対し、令和8年2月25日（水）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

審査結果にかかる問い合わせ等は一切受け付けない。

9 提案の評価及び審査基準

審査は、別紙1「太宰府市NP0・ボランティア支援センター運営業務委託 評価項目・配点一覧」に示す評価項目によりそれぞれの委員が採点し、その合計点数が最も高い提案事業者を候補とする。合計点数が同点となった場合は委員会の協議により選定する。

なお、満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は選定しない。

また、提案事業者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは候補者として選定する。

10 参加資格

本プロポーザルの参加資格要件については、下記のとおりとする。

(1) 福岡県内に事業所を有している法人であること。

(2) 太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規程（平成7年告示第5号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。

(3) 太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規定第4条第2項に規定される

名簿（以下、「有資格者名簿」という。）に掲載されていること。ただし、資格登録のないものについて、同規定第3条に規定する必要書類を提出し、市が有資格者名簿と同等と認めた場合はこの限りではない。

- (4) 有資格者名簿に登載されている者にあっては、公表日現在において、太宰府市指名停止等の措置に関する規則（平成21年規則第27号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っていないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 国税、県税、市税等の滞納がないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

11 失格又は提案無効に関する事項

以下のいずれかに該当するときは、失格又は提案を無効とする場合がある。

- (1) 本実施要領に違反した場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類等に不備や錯誤があり、審査委員会が再提出を求めたにもかかわらず提出がなされなかった場合
- (4) 公正を欠いた行為があったと審査委員会が認めた場合
- (5) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (6) 契約締結日までの期間内に太宰府市の入札参加資格停止の措置を受けた場合

12 その他・留意事項

- (1) プロポーザルの提案は1者につき1案とする。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 提案された書類等は原則返却しない。

- (4) 提出期限後の書類等の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会等から要請があったものについてはこの限りではない。
- (5) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された書類等は、「太宰府市情報公開条例」等関連規定に基づき、公開することがある。
- (7) 提出された書類等は、提案内容の審査及び受託候補者の特定以外の目的に提案者に無断で使用しない。
- (8) 提案内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任者は、すべて提案者が負うものとする。
- (9) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (10) 選考結果に対する異議申し立ては一切受け付けないものとする。
- (11) 本プロポーザルの参加を辞退したものについて、これを理由として以降の入札等について不利益な取り扱いは行わない。
- (12) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

13 契約

(1) 契約の締結

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、両者協議が整った場合、本業務にかかる契約手続きを開始する。

また、契約額について候補者と仕様書について協議の上、「2 委託金額の上限」を超えない金額で決定することとする。

(2) 契約条項等

太宰府市契約規則等の定めるところによる。

(3) 契約保証金は、契約額の 10/100 以上とする。なお、太宰府市契約規則 27 条第 1 項に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

<事務局>

太宰府市総務部地域コミュニティ課 担当：宮垣・篠田

〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺 1-1-1

TEL 092-921-2121 (内線 539)

Fax 092-921-1601

メール community@city.dazaifu.lg.jp

事務取扱時間：土日を除く、8：30～17：00